

子供のベランダからの転落事故に注意！

～注意喚起リーフレットを作成しました～

平成30年2月15日、東京都商品等安全対策協議会から東京都に、子供のベランダからの転落事故を防止するための取組が必要であるとの提言が行われました。

東京都では、事故防止の取組として、事業者団体、消費者団体、子育て支援団体等と連携して、子供のベランダからの転落事故防止のための注意喚起リーフレットを作成しました。

1 リーフレットの概要・ポイント

どんな時に事故が起きているかという点や、子供を事故から守るための対策について、イラストを用いてわかりやすくまとめました。(A4判両面三つ折 6頁 カラー版)

子供をベランダからの転落事故から守るために

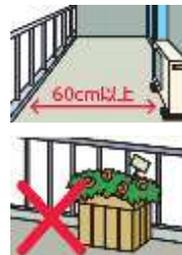
○子育てに配慮した住宅選びのポイント



- ・足がかりにならないデザインの手すり
- ・手すりの高さは床面から110cm(できれば120cm)以上
- ・手すりの下部や格子間の隙間が11cm(できれば9cm)以下
- ・エアコンの室外機などが、手すりから60cm以上離れている。

○ベランダ周辺環境の見直し

- ・ベランダを子供の遊び場にしないようにする。
- ・手すりのそばにプランター、椅子、テーブルなど足がかりになるものを置かないようにする。



○保護者の見守り、子供への教育

- ・少しの間でもベランダのある部屋に子供を一人にしないようにする。
- ・理解できる年齢の子供には、危険な行為を誘発しないよう配慮し、高所からの転落の危険性についてわかりやすく教える。



リーフレットはホームページからダウンロードできます。

東京くらしWEB

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

2 配布方法・発行部数

- 多くの保護者の方にご覧いただけるよう、都内保育所、幼稚園、小学校、各区市町村の保健所・保健センター、消費生活センターのほか、小児科、産婦人科等を通じて配布
- 100,000部

<別紙>「子供のベランダからの転落事故に注意！」リーフレット

<参考>「東京都商品等安全対策協議会『子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策』報告及び今後の都の取組」

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/azen/kyougikai/h29/29-04_report.html

【問合せ先】生活文化局消費生活部生活安全課

電話：03-5388-3082(直通) 都庁内線：29-872